

午後2時00分 開会

議 長

ただいまの出席委員は12人中11名です。
定足数に達しておりますので第35回新城市農業委員会総会を開会します。

議 長

日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。
(異議なし)
異議ないものと認め指名いたします。
農業委員8番委員
農業委員9番委員にお願いします。

議 長

それでは日程第2の議案の審議に入ります。
始めに第147号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。
事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、第136号議案について説明いたします。
議案書2ページをご覧ください。所有権移転7件です。
お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。
それでは、3ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は高齢で管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

主な農業従事者は、申請者と妻、長男、長女がおり、農作業歴は共に5年で、年間予定従事日数は共に300日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は耕作者の自宅から自動車で61分の距離にありますが、現在も新城市富岡・杉山・野田の農地を所有・耕作しており、新城に耕作に携わる親戚も住んでいるため、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は8,672㎡です。権利取得後は、ブラジルトウモロコシの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号2番。

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は実家にて3年、年間予定従事日数は150日、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。

申請地は譲受人の自宅から徒歩で1分であり、通作に問題はありません。

取得後の経営予定面積は716㎡で、権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号3番。

譲受人は新規就農のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者のみで、農作業歴は実家にて3年、年間予定従事日数は150日、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。

申請地は譲受人の購入予定の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。

取得後の経営予定面積は135㎡で、権利取得後は、栗・みかんの作付けを予定しており、周辺

農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号4番

譲受人の経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者・妻で、農作業歴は、15年・1年、年間従事予定日数は200日・130日であり、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。

申請地は譲受人の自宅から自動車で4分の距離にあり、通作に問題はありません。

取得後の経営予定面積は8,085㎡で、権利取得後は、里芋の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号5番

譲受人は経営規模拡大のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴は15年・1年、年間予定従事日数は200日・130日で、必要な農作業従事をしています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は譲受人の自宅から自動車で14分であり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は7,192㎡で、権利取得後は、筆柿、白菜、大根の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

取得後の経営予定面積は7,192㎡で、権利取得後は、筆柿、白菜、大根の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号6番

譲受人の新規就農のため、また譲渡人は高齢により管理困難なため、無償譲渡により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者と妻がおり、農作業歴はともに5年、年間予定従事日数は共に150日で、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。申請地は譲受人の居住予定地から徒歩1分であり、通作に問題はありません。取得後の経営予定面積は349㎡で、権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

申請番号7番

譲受人の新規就農のため、また譲渡人は管理困難なため、売買により所有権移転するものです。

農業従事者は、申請者のみで、農作業歴はなく、年間予定従事日数は150日であり、必要な農作業従事を予定しています。また、農作業に必要な農機具を所有しています。

申請地は譲受人の居住予定地から徒歩1分であり、通作に問題はありません。

取得後の経営予定面積は1,051㎡で、権利取得後は、夏秋野菜・花木類の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上、申請番号1番から7番について、許可することを原案といたします。

第147号議案の説明を終わります。

議長

事務局の説明が終わりました。

担当地区委員は何か補足等ございませんか。

12番

情報共有です。1番の方は農地管理はされているのですが、周辺の農地と比べると、という

	<p>状態です。ご本人から南部でもお米を作っていると話がありましたが、そちらも状況がどうなっているかが気になります。</p>
議 長	<p>担当地区の委員さん、どなたか状況を教えていただけますか。</p>
8 番	<p>富岡で数反ほど農地をお持ちです。お米と野菜をつくっておりしっかり営農しております。今月に近くを通りましたが、荒らした様子はなく、鍬で何らかの作業していました。</p>
議 長	<p>補足ありがとうございます。1 番のかたの状況については以上でよいでしょうか。</p>
1 2 番	<p>大丈夫です。</p>
議 長	<p>その他補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第 1 4 7 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め原案のとおり決定いたします。</p>
	<p>次に第 1 4 8 号議案の農地法第 4 条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 1 4 8 号議案について説明します。 お手元の「農地区分表、許可基準表」にそって説明します。</p> <p>申請番号 1 番。 この案件について申請人は、申請地を昭和 51 年頃から資材置場として整地し、現在まで利用しておりました。今般農地法の許可が必要であることを知り、是正すべく申請するものです。 資材置場として以前から利用していたことの始末書が添付されています。 農地区分は、第 2 種農地③と判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、資材置場として転用計画はやむを得ない規模と考えます。</p> <p>申請番号 2 番。 この案件について申請人は、申請地を平成 21 年頃から駐車場として利用しておりました。今般農地法の許可が必要であることを知り、是正すべく申請するものです。 資材置場として以前から利用していたことの始末書が添付されています。 農地区分は、区分表の最下段「上記のいずれにも該当しない農地」である第 2 種農地と判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、2 種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、資材置場として転用計画はやむを得ない規模と考えます。</p> <p>いずれの案件も排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農の支障はないと思われま す。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>

議 長	補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を採りたいと思います。
議 長	第148号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め第148号議案は原案のとおり決定いたします。
議 長	次に第149号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>第149号議案について説明します。 お手元の「農地区分表、許可基準表」にそって説明します。</p> <p>申請番号1。申請者、申請地記載のとおり。 譲受人は名古屋市に本社をおく、太陽光発電設備システムの施工・販売を行う法人です。事業拡大のため、適地を探していたところ、それぞれ管理困難となっていた地権者たちと売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。 農地区分は表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。</p> <p>申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。 借人は、本市にて保育園運営している法人です。職員の増加に伴い、既存の駐車場が手狭となり新たな用地を探していたところ、地権者より駐車場として貸してもよいという話がまとまり、申請地を駐車場として利用するものです。 農地区分は表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。 昭和35年頃から自宅への進入路が狭く、道の拡幅のために当時の地権者から土地を譲り受けて現在に至るまで進入路として利用しておりました。相続した際に農地法の許可を得る必要があると知り、是正を兼ねて申請するものです。 農地区分は表の第2種農地の③に該当します。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、2種農地の許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、資材置場として転用計画はやむを得ない規模と考えます。</p> <p>申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。 受人は市内市にて、夫とアパートにて暮らしております。今後の将来設計を見据えて持ち家の検討をしています。今般地権者より土地の売買の合意に至り、申請地に専用住宅を建築するものです。 農地区分は表の第2種農地の③に該当します。本件は、周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設であり、集落に接続して設置されるため、許可基準を満たします。 次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金と借入金でまかなう計画で、関係法令等の調整もされ、建ぺい率は46.73%で計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。</p>

	<p>申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>受人は市内市にて、妻と2人で暮らしております。今後の将来設計を見据えて持ち家の検討をしています。今般地権者より土地の売買の合意に至り、申請地に専用住宅を建築するものです。</p> <p>農地区分は、区分表の最下段「上記のいずれにも該当しない農地」である第2種農地と判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、自己資金と借入金でまかなう計画で、関係法令等の調整もされ、建ぺい率は9.28%で計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。</p> <p>申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>譲受人は京都府に本社をおく、小売電気事業者です。事業拡大のため、自社の発電用地を探していたところ、管理困難となっていた地権者と売買の合意に至り、申請地に発電設備を設置するものです。</p> <p>農地区分は表の第2種農地の③に該当します。本件が、農地以外の土地や第3種農地を確保できなかったことから、第2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。</p> <p>申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>受人は市内の借家にて妻と子2人で暮らしております。現在の住まいでは手狭となり、今後の将来設計を見据えて持ち家の検討をしています。今般地権者より土地の売買の合意に至り、申請地に専用住宅を建築するものです。</p> <p>農地区分は、区分表の最下段「上記のいずれにも該当しない農地」である第2種農地と判断しました。住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに供するものに該当しますので、2種農地の許可基準を満たします。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、関係法令等の調整もされ、建ぺい率は9.28%で計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。</p> <p>以上、第149号議案7件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第149号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第149号議案は原案のとおり決定いたします</p>
議 長	<p>次に、第150号議案改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第150号議案について説明させていただきます。議案書11ページをご覧ください。</p>

	<p>農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定23件全件が新規設定です。</p> <p>(議案書のとおり説明)</p> <p>以上、番号1番から23番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第150号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。 以上で説明を終わります</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足もないようです。ただいまから、質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p>
議 長	<p>第150号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>それでは第150号議案について説明させていただきます。議案書18ページをご覧ください。</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。 事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、議案書をご覧ください。 報告第1から第4、報告案件計16件について説明いたします。 (議案書のとおり説明)</p>
議 長	<p>以上で説明を終わります。</p> <p>説明が終わりました。 報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
事務局	<p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。 以上をもちまして第35回新城市農業委員会総会を閉会いたします。 長時間ありがとうございました。</p>